

# 「令和6年度関西圏における宮崎県産フルーツPR事業」業務委託仕様書

## 1 事業の目的

関西圏の料理人を対象とした宮崎県内の果実（きんかん、日向夏を主とする）について産地視察を行うとともに、本食材を使用したスイーツフェアを実施することで、本県農産物のプロモーション及び取引拡大を図る。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 県内産地視察

宮崎県産果実を使用したスイーツフェアを実施する料理人を県内に招へいし、産地視察を実施する。

#### ① 料理人の選定

下記(2)のフェアを実施する店舗の料理とし、ジャンルはスイーツとする。選定にあたっては、県と協議の上決定する。

#### ② 招へい人数

3名以上。ただし、実施店舗がチェーン店の場合はこの限りでない。

#### ③ 視察回数・日数

1回、2日。実施時期は、県との協議の上決定する。

#### ④ 視察産地・品目

視察品目は、日向夏、きんかんを主とし、産地は県と協議の上決定する。

#### ⑤ 委託事業者の役割

産地視察の実施に向けて、県や産地、料理人等との連絡・調整を行うこと。

### (2) スイーツフェアの実施及びPR

上記(1)に参加した料理人が在籍する店舗において、県産食材を使用したスイーツフェアを開催することにより、関西圏において県産食材の魅力をPRする。また、フェアの開催に伴い、関西圏を中心とした飲食業界関係者や一般消費者へフェアのPRを行い集客につなげる。

#### ① 開催場所

関西圏

#### ② 実施期間

委託契約期間中、店舗毎に合計4週間以上とし、委託期間終了日までに提供を完了すること。

#### ③ 実施店舗数

3店舗以上（個別店、チェーン店は問わない）

#### ④ メニューについて

(1)にて視察を行った食材（きんかん、日向夏を主とする）を使用し、店舗毎にフェア実施期間に2種以上のメニューを提供すること。

#### ⑤ メニュー名の提示

食材名やブランド名等、本県産食材を使用していることが分かるメニュー名をつけ、メニュー表や店舗ホームページ、SNS等で提示し、広く周知すること。

#### ⑥ PRについて

- ・ ビジュアルイメージを作成し、統一感のあるデザインで、コンテンツ、ロゴなどを作成すること。
- ・ スイーツフェアを実施することについて、特設サイト開設などの広報の方法、時期を十分検討し、効果的なPRを実施すること。

#### ⑦ 委託事業者の役割

- ・ 各店舗におけるフェアの円滑な実施に向けて、メニュー開発のためのサンプル取り寄せやフェア開催時期の検討等、料理人との連絡・調整を実施すること。
- ・ 効果的なPRに向け、関係者との連絡調整を行うこと。

### 4 報告書の提出

#### (1) 報告書の書き方

- ・ 実施内容、効果検証について章立てをして記載すること。
- ・ 実施内容については写真を用いて記載する等、視覚的に分かりやすい報告書とすること。
- ・ 報告書は、書面及び電子データにて宮崎県大阪事務所担当者へ提出すること。
- ・ 報告書に利用した写真のデータも同時に提出し、今後県が活用できる状態にすること。

#### (2) 効果検証について

産地視察及びフェアを踏まえた本県産農産物に対する料理人の評価、各飲食店でのフェア参加者の反応を記載し、事業効果の検証を行うこと。

### 5 経費

履行までに要する全ての経費を含む

### 6 契約上限額

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 業務上の成果品についての著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- (4) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処置は受託者が行うこととし、その経費は委料に含むものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。